○上越市議会傍聴規則

昭和46年５月17日

議会規則第２号

（趣旨）

第１条　この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第３項及び上越市議会委員会条例（昭和46年上越市条例第81号）第16条第３項の規定に基づき、本会議及び委員会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第２条　傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

（傍聴の手続）

第３条　会議を傍聴しようとする者（団体にあっては、代表者又は責任者）は、所定の場所で傍聴受付票に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を記入しなければならない。

⑴　個人である場合　住所及び氏名

⑵　団体である場合　次に定める全ての事項

ア　団体の名称

イ　団体の人数

ウ　団体の代表者又は責任者の住所

エ　団体の代表者又は責任者の氏名

２　前項第２号の団体の代表者又は責任者は、会議を傍聴しようとする者の住所及び氏名を記載した名簿を携帯しなければならない。

（傍聴人の制限）

第４条　議長（委員会にあっては、委員長。以下同じ。）は、必要があると認めたときは、傍聴人の人数を制限することができる。

（議場への入場禁止）

第５条　傍聴人は、議場に入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第６条　次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

⑴　銃器その他危険な物を持っている者

⑵　ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場（委員会にあっては、委員会室。以下同じ。）にいる者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

⑶　酒気を帯びていると認められる者

⑷　その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

２　議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、前項第１号及び第２号に規定する物を携帯しているか否かを係員に質問させることができる。

３　議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

（傍聴人の守るべき事項）

第７条　傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

⑴　静粛にすること。

⑵　議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場にいる者に対して示威的行為をしないこと。

⑶　携帯電話端末その他音を発する機器の取扱いについて、一般席にあっては、電源を切り、又は音を発しない状態とし、報道関係者席にあっては、報道を目的とする場合においてのみ人に迷惑を及ぼすことなく使用すること。

⑷　飲食又は喫煙をしないこと。

⑸　その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

（写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止）

第８条　傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

（傍聴人の退場）

第９条　傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、直ちに退場しなければならない。

（係員の指示）

第10条　傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第11条　法第130条第１項及び第２項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附　則

この規則は、昭和46年５月17日から施行する。

附　則（昭和63年議会規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成11年議会規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成18年議会規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和７年議会規則第１号）

この規則は、令和７年６月１日から施行する。